

# 委託成果品等作成マニュアル

(測量業務・設計業務等)

令和8年4月1日

土木建設課



# 目次

当マニュアルについて.....	1
成果品について.....	1
1 共通成果品について.....	2
1-1 業務報告書.....	3
1-2 業務計画書.....	3~4
1-3 業務月報.....	4~5
1-4 打ち合わせ簿.....	6~7
1-5 社内検査実施記録簿.....	7
1-6 写真帳.....	8
2 各種業務ごとの成果品について.....	9
2-1 測量調査業務の編さん例.....	9~10
2-2 設計業務の編さん例.....	11
2-3 地質調査業務の編さん例.....	12
3 成果品納品時のチェックについて.....	13
4 図面作成時のレイヤ名称及び図面名称について.....	14~15
5 成果品の体裁について.....	16
6 ファイル説明書について.....	17~20
7 成果品作成に係る要領について.....	20
適用.....	21

## 【付録資料】

- 図面作成時の留意事項
- 現況排水系統図 作図例
- 不確定物件調査図 作図例

## 当マニュアルについて

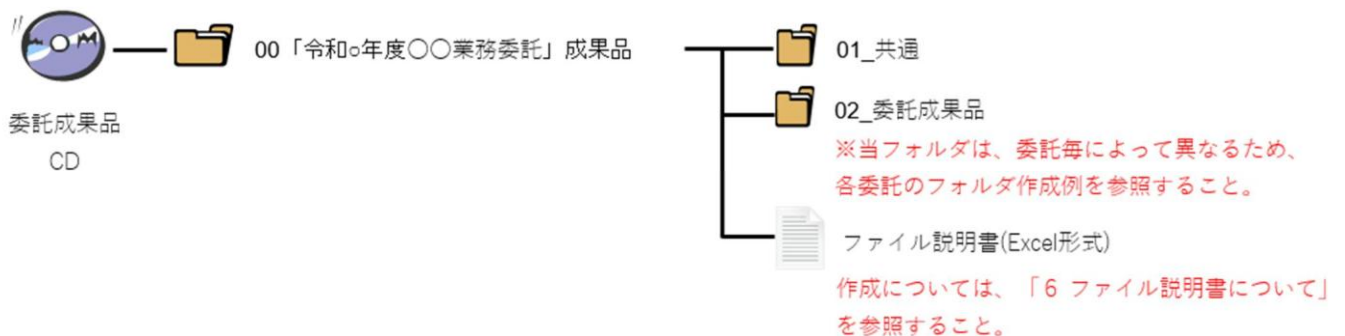
当マニュアルは、本市で実施する測量や設計業務において、業務負担軽減を目的とした成果品作成・納品方法の簡素化手法を示したものである。

本市発注業務は、国土交通省「電子納品運用ガイドライン」や「CAD製図基準」を適用し、成果品を作成することとしており、成果品納品時には、国土交通省「電子成果品チェックシステム」によるチェックを行うこととしていたが、一部に旭川市独自要領を設け、業務担当員・受託者での相互チェックを行うのみとすることで、成果品作成時の労務負担軽減を図るものとする。

ただし、受託者選択式で作成・納品手法を着手前の打合せにより決定できるものとし、従来どおりの成果品作成・納品手法を妨げるものではない。なお、旭川市土木部発注の委託業務全般に適用できるものとする。

## 成果品について

旭川市土木部発注委託業務の成果品は、電子媒体での作成・納品を標準とする。成果品は、委託業務全般で共通して作成するものと、各種業務ごとで作成する成果品の2種類に分かれることから、成果品納品時は、下図のようにフォルダ分けし、提出すること。ただし、従来どおり国土交通省「電子納品運用ガイドライン」に則した、電子納品ソフトを使用して編さんしたものも可とする。



## 1 共通成果品について

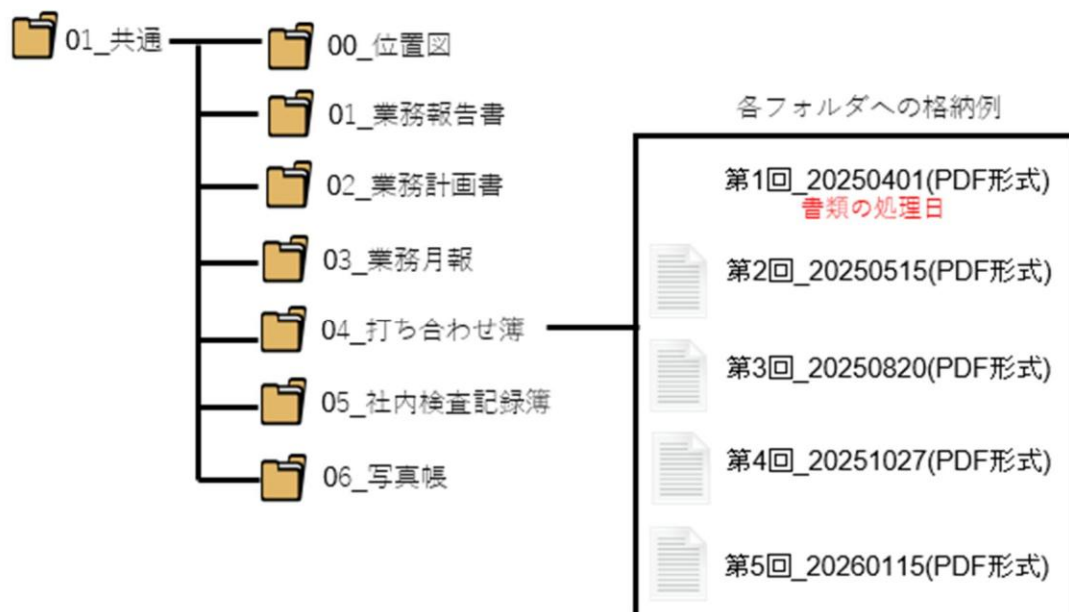
旭川市土木部発注委託業務において、共通して作成・納品が必要である項目について以下に示す。

- 00 位置図
- 01 業務報告書
- 02 業務計画書
- 03 業務月報
- 04 打ち合わせ記録簿
- 05 社内検査記録簿
- 06 写真帳

※以降、各項目 [〇〇記載例] 様式については、必ずしもこれによることはない。

電子納品する成果品データのうち、「04\_打ち合わせ簿」は、フォルダに格納するファイルデータを下図のように、書類の処理番号と処理日（取り交わし完了日）をファイル名とすること。ただし、**従来どおり国土交通省「電子納品運用ガイドライン」に則した、電子納品ソフトを使用して編さんしたものも可とする。**

その他の成果品データについては、履行期間中の決裁処理が不要であるため、成果品納品時までに取りまとめて、各フォルダにデータを格納すること。なお、ファイル名は任意とする。



共通成果品編さん例

## 1-1 業務報告書

業務報告書は、業務が完了した際に業務の実績報告として、業務概要、委託期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名（住所、連絡先、担当者名などを含む）、当該業務の総括などを簡潔に取りまとめるものである。

記載項目については主に以下のとおりであるが、これによらない場合は業務担当員と協議の上、取り決めることとする。作成データはPDF形式で納品するものとする。

- (0) 表紙
- (1) 業務概要（調査箇所、調査（設計）延長・幅員などの情報（当初・最終ともに記載））
- (2) 委託期間（当初・最終ともに記載）
- (3) 業務委託料（当初契約額、最終契約額ともに記載）
- (4) 当該業務の目的・内容（どのような目的でどのような事を実施するかを簡潔に記載）
- (5) 当該業務の総括（業務で実施した調査・解析結果、検討事項などを簡潔に記載）

なお、業務報告書は実績報告書類であるため、発注者側の決裁処理は不要である。様式についても指定はないことから、上記項目がおおむね記載されていればよいものとする。

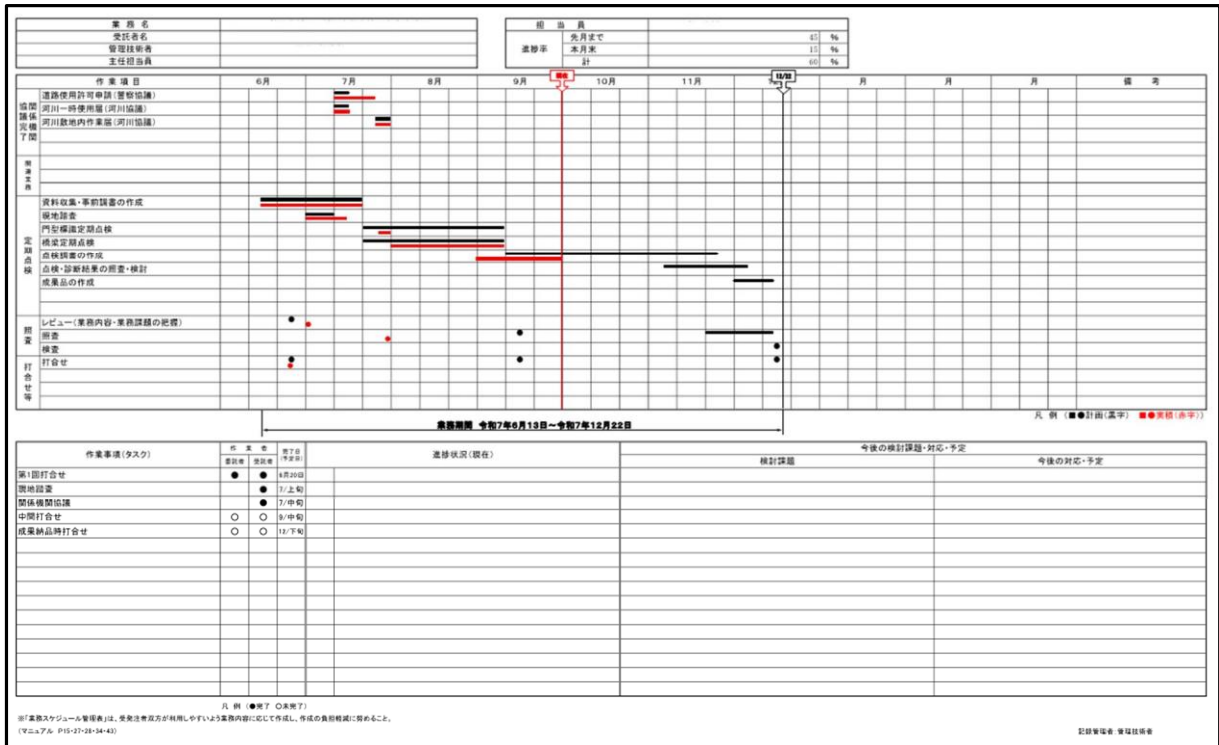
## 1-2 業務計画書

業務計画書は、業務契約締結後15日以内に作成し、業務担当員へ提出しなければならないものであり、**業務着手前に作成するもの**である。記載項目については主に以下のとおりであるが、担当員から別途指示があった場合は、その内容についても記載することとする。

- (0) 表紙
- (1) 業務概要（調査箇所、調査（設計）延長・幅員などの情報（当初））
- (2) 業務実施方針
- (3) 工程表（作業実施計画表）
- (4) 使用する主要機器
- (5) 業務組織計画（方法、編成および作業員名簿）
- (6) 打合せ計画（打合せ及び中間打合せ予定時期、成果品納品時打合せ予定時期）
- (7) 成果品の内容（特記仕様書「成果品一覧表」と整合を取る）
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急連絡先を含む）

※履行期間中に業務計画書の重要な内容の変更（工程の大幅な見直し、連絡体制の変更など）があった際は、理由を明確にした上で、その都度、変更計画書を提出すること。





バーチャート工程表による代用例 (任意様式)

1-4 打ち合わせ簿

受託者及び業務担当員は、契約図書に示された指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と業務担当員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件などの疑義を正すものとし、その内容について、その都度、受託者は打ち合わせ簿に記録し、相互に確認する。履行期間中の提出手法については、電子データをメールで提出することを標準とする。押印については、電子印の使用も可とする。

打ち合わせ簿の様式は、北海道「測量業務共通仕様書 様式1-2号」の使用を標準とする。

業務名		業務担当員	主任担当員	担当員
受託者名		署名	管理技術者	担当技術者等
協議年月日	令和 年 月 日			
記載者	内容			
協議事項	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
合意事項	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
協議簿最終取交し日		令和 年 月 日		協議簿通し番号 No.

北海道「測量業務共通仕様書 様式 1-2 号」

打ち合わせ簿は、記載内容を相互確認したうえで、発注者、受託者双方で決裁処理が必要な書類であることから、決裁が完了した原本については、発注者側で保管することとし、成果品として納品する際は、記載内容を相互確認したものを作成ソフトから直接PDF形式に出力したものを編さんすることを標準とする。(決裁済である原本をスキャンしたもので可とする。)

1-5 社内検査記録簿

社内検査記録簿は、履行期間中に業務の手戻りなどが発生しないように、受託者側で配置した検査員により、業務計画書で定めた頻度で行った社内検査の内容を記録するものである。様式は旭川市「測量調査業務等特記仕様書 様式-8」を使用するものとする。当様式は、発注者側の決裁処理は不要であり、成果品納品時に実施した社内検査すべての記録簿を取りまとめて最後に提出すること。データ形式はPDF形式を標準とする。

様式-8

## 社 内 検 査 記 録 簿

業 務 名 \_\_\_\_\_

受 託 者

社内検査者

上記業務委託の成果品を納入するに先立ち、次の内容のとおり

社内検査を行い  適正と認め  修復のうえ適正に処理しました。

種 別	検査対象項目	同左具体内容	検 査 の 内 容		検査結果	検査月日
			方 法	積算数量 (%)		

旭川市「測量調査業務等特記仕様書 様式-8」

## 1-6 写真帳

写真帳は、業務の履行状況が確認できる写真を撮影し、編さんしたものであり、その他に調査箇所の状況写真や調査・解析に係るなど、当該業務で撮影した写真を全て取りまとめるものとする。発注者側の決裁処理が不要であるため、成果品納品時にまとめて納品するものとする。データ形式はPDF形式を標準とする。

様式は任意様式であるが、編さん時は、各写真を1ファイルデータとして取りまとめること。なお、「しおり機能」の設定や、中表紙を付けるなど、任意の手法で各項目の写真を見やすく編さんすること。

## 2 各種業務ごとの成果品

前項までで示した共通成果品のほかに、業務種類によって作成・納品する成果品が異なるため測量調査業務、設計業務、地質調査業務の3分類に分けて、以下に編さん例を示す。

なお、以下に示す成果品は、成果品納品時にまとめて納品するものであり、発注者側の決裁処理は不要である。ただし、業務担当員からの指示があった際に提示できるように、履行期間中は適宜取りまとめを進捗させておくこと。

### 2-1 測量調査業務の編さん例

測量調査業務における、作成・納品が必要である代表的な成果品は以下のとおりである。ただし、これによらない場合は、担当員との協議により作成・納品する成果品項目について取り決めること。

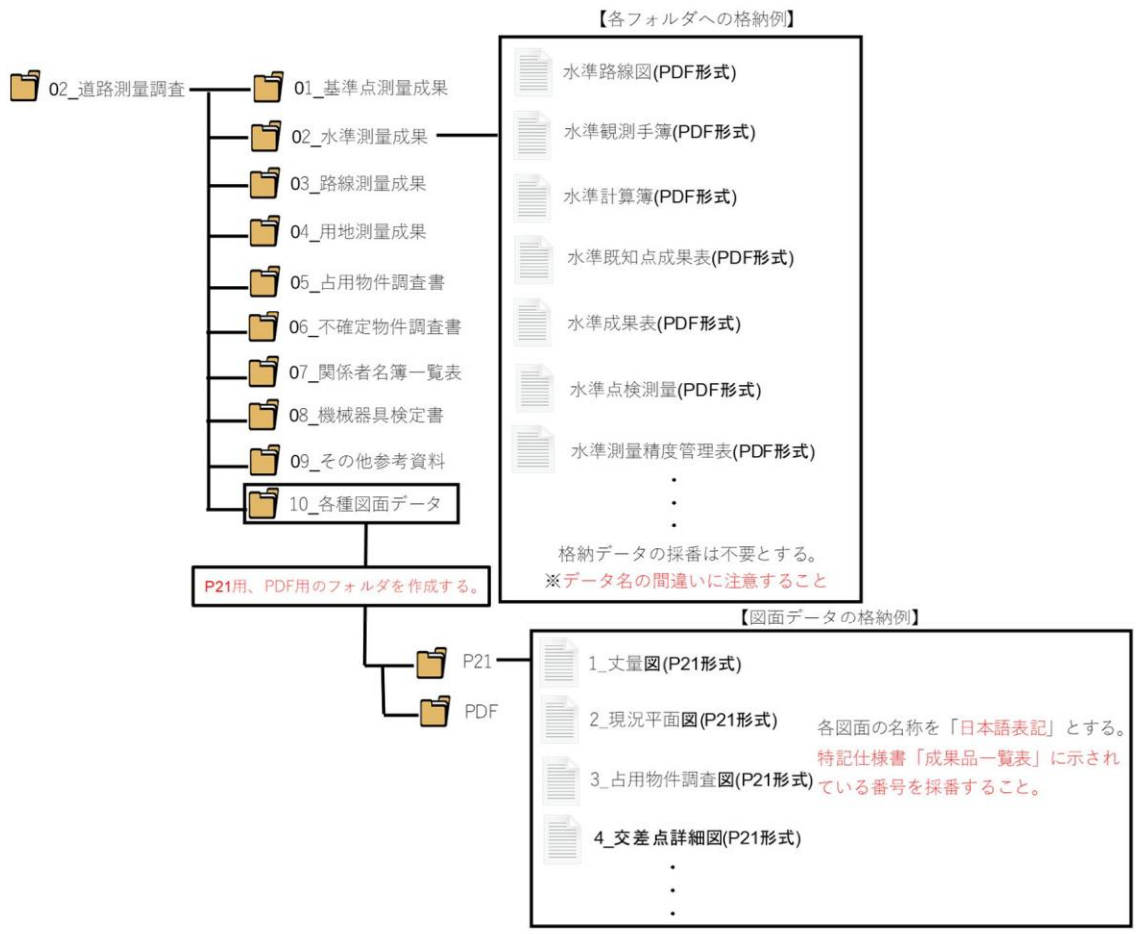
(1)～(9)の成果品はPDF形式を標準とする。(10)各種図面データは、P21形式およびPDF形式を分けて取りまとめて納品すること。

- (1) 基準点測量成果（観測手簿、計算簿、基準点網図、基準点成果表など）
- (2) 水準測量成果（観測手簿、計算簿、水準路線図、水準成果表など）
- (3) 路線測量成果（中心線測量成果、縦横断測量成果、詳細測量成果など）
- (4) 用地測量成果（観測手簿、境界確認資料、境界測量成果、面積計算書など）
- (5) 占用物件調査書
- (6) 不確定物件調査書
- (7) 関係者名簿一覧
- (8) 機械器具検定書
- (9) その他参考資料（参考図書や担当員から指示のあった資料など）
- (10) 各種図面データ（現況平面図、縦断図、横断図など）

上記成果品は、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」に基づいて作成することを標準とする。

なお、納品する際は、従来通り国土交通省「電子納品運用ガイドライン」に則した、電子納品ソフトを使用して編さんする手法に加え、旭川市独自要領として、上記成果品を以下のとおり編さんし、納品することも可能とする。また、従来では(10)各種図面データについては、国土交通省「CAD製図基準」に則り、図面名やレイヤ名を命名することとしていたが、旭川市独自要領では、図面名やレイヤ名については、「日本語表記」を標準とする。詳細については、「4 図面作成時のレイヤ名称について」を参照すること。

また、成果品作成・納品手法を問わず、地権者名など個人情報に係る情報については、別途単独レイヤで図示すること。



測量調査業務成果品編さん例（旭川市独自要領）

旭川市独自要領を採用し、成果品を編さんする際は、全てのデータ名を「日本語表記」とする。

## 2-2 設計業務の編さん例

設計業務における、作成・納品が必要である代表的な成果品は以下のとおりである。ただし、これによらない場合は、担当員との協議により作成・納品する成果品項目について取り決めること。

(1)、(3)、(4)の成果品はPDF形式を標準とする。(2)工事数量計算書は、PDF形式データに加えて、オリジナルデータ(エクセル形式など)と一緒に格納すること。また、工事数量計算書の作成様式は、担当員と協議して取り決めたうえで作成すること。

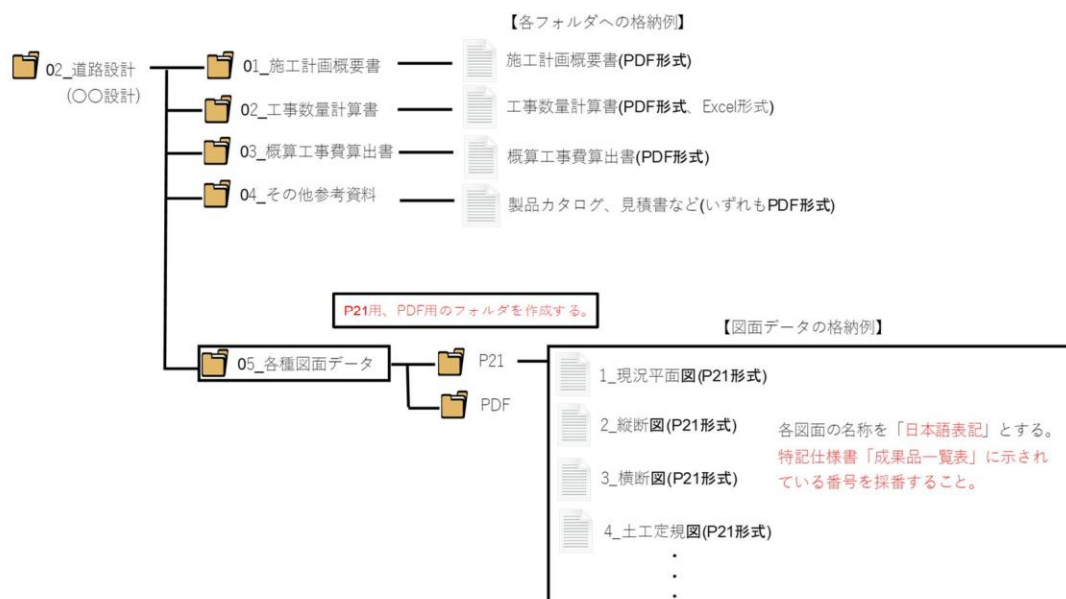
(5)各種図面データは、P21形式およびPDF形式を分けて取りまとめて納品すること。

- (1) 施工計画概要書
- (2) 工事数量計算書 (※様式は、担当員と協議し、取り決めること。)
- (3) 概算工事費算出書
- (4) その他参考資料 (資材カタログ、見積書など)
- (5) 各種図面データ (計画平面図、作工平面図、標準断面図など)

上記成果品は、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」に基づいて作成することを標準とする。

なお、納品する際は、従来通り国土交通省「電子納品運用ガイドライン」に則した、電子納品ソフトを使用して編さんする手法に加え、旭川市独自要領として、上記成果品を以下のとおり編さんし、納品することも可能とする。また、従来では(5)各種図面データについては、国土交通省「CAD製図基準」に則り、図面名やレイヤ名を命名することとしていたが、旭川市独自要領では、図面名やレイヤ名については、「日本語表記」を標準とする。詳細については、「4 図面作成時のレイヤ名称について」を参照すること。

また、成果品作成・納品手法を問わず、地権者名など個人情報に係る情報については、別途単独レイヤで図示すること。



設計業務成果品編さん例 (旭川市独自要領)

## 2-3 地質調査業務の編さん例

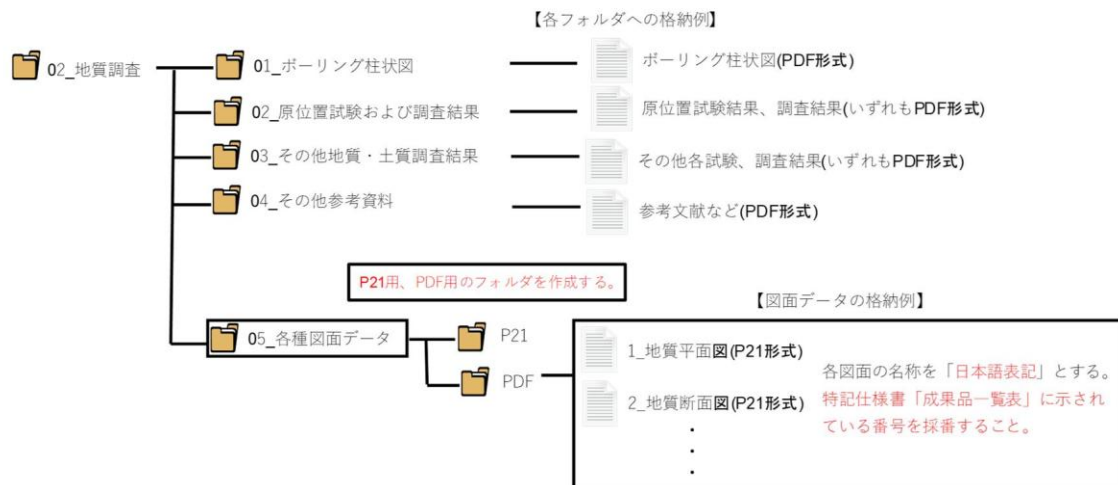
地質調査業務における、作成・納品が必要である代表的な成果品は以下のとおりである。ただし、これによらない場合は、担当員との協議により作成・納品する成果品項目について取り決めること。

(1)～(4)の成果品はPDF形式を標準とする。(5)各種図面データは、P21形式およびPDF形式を分けて取りまとめて納品すること。

- (1) ボーリング柱状図（調査孔ごとにデータを分けて格納すること）
- (2) 原位置試験および調査結果（各試験、調査時項目ごとにデータを分けて格納する事）
- (3) その他地質・土質調査結果（各項目ごとにデータを分けて格納する事）
- (4) その他参考資料（参考文献など）
- (5) 各種図面データ（地質平面図、地質断面図など）

上記成果品は、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」に基づいて作成することを標準とする。

なお、納品する際は、従来通り国土交通省「電子納品運用ガイドライン」に則した、電子納品ソフトを使用して編さんする手法に加え、旭川市独自要領として、上記成果品を以下のとおり編さんし、納品することも可能とする。また、従来では(5)各種図面データについては、国土交通省「CAD製図基準」に則り、図面名やレイヤ名を命名することとしていたが、旭川市独自要領では、図面名やレイヤ名については、「日本語表記」を標準とする。詳細については、「4 図面作成時のレイヤ名称および図面名称について」を参照すること。



地質調査業務成果品編さん例（旭川市独自要領）

### 3 成果品納品時チェックについて

当市発注業務の成果品は、国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行うこととしていたことから、国土交通省の各種電子納品に係る要領に則り、成果品を作成する必要があったが、旭川市独自要領を選択し、成果品を作成・納品する場合は、国土交通省「電子納品チェックシステム」による確認の代用として、受託者での社内検査を実施し、成果品納品時の打合せ前までに受託者は業務担当員に成果品データを仮提出し、業務担当員による確認を受けることとする。成果品の仮提出手法は受託者の任意とする。確認項目については、おおまかに以下のとおりとし、担当員から別途指示があった場合は、追加で確認することとする。相互確認後は、打ち合わせ簿により確認を行った経緯を記録すること。また、担当員から指摘事項があった場合は、その内容についても記載すること。

なお、従来どおり国土交通省各種要領に準拠して成果品を作成・提出する場合は、国土交通省「電子納品チェックシステム」による確認を行うことで、目視による相互確認は不要とする。

※ウィルス対策については、従来とおり必須で実施すること。

#### 【確認項目】

- ・適切にフォルダ分けができていないか。
- ・各フォルダに対応したファイルが格納されているか。
- ・不足している成果品はないか。
- ・各データが指定拡張子となっているか。
- ・図面データは日本語表記となっているか。
- ・図面データのレイヤ名は日本語表記となっているか。
- ・成果品電子媒体は、ウィルス対策を実施しているか。

#### 4 図面作成時のレイヤ名称および図面名称について

旭川市独自要領を選択し、各種図面データを作成する際は、以下のレイヤ分類を標準とする。また、図面名称も日本語表記を標準とするため、旭川市独自要領を選択した場合は、以下の図面名称一覧を参照し、命名すること。なお、**業務担当員は理由なく以下のレイヤ分類を逸脱した分類指示をしないよう留意すること。**

なお、従来通り国土交通省各種要領に基づき、成果品を作成・納品する場合には、国土交通省「CAD製図基準」を参照すること。

旭川市独自要領 レイヤ分類参考例

レイヤ名	対象図	線種	線幅	色
図枠・タイトル	図枠、タイトル枠、タイトル、区切り線、罫線、位置図など	実線	適宜	黒
現況図	現況道路、等高線、既設工作物(排水構造物以外)、占用物件のうちマンホール、電柱、それに伴う文字列など	適宜	適宜	黒
現況排水構造物	既設の排水構造物(トーフ、暗渠管、樹など)	適宜	適宜	水
地番線	地番線、境界杭、地番(文字列)	実線	0.13mm	オレンジ
作工図	作工影響範囲、新設する工作物、補修対象箇所など	実線	0.30mm	赤
地権者名	地権者名、個人情報に係るもの(文字列)		0.13mm	灰
基準線	中心線、測点名、基準点、それに伴う文字列など	実線	適宜	紫
寸法線・旗揚げ	寸法線、旗揚げ、それに伴う文字列など	実線	0.13mm	黒
占用物(上水)	上水道設備(地下埋設物)、それに伴う文字列など	実線	0.13mm	青
占用物(下水(汚水含む))	下水道設備(地下埋設物)、それに伴う文字列など	破線	0.13mm	茶
占用物(電気)	電気設備(地下埋設物)、それに伴う文字列など	一点鎖線	0.13mm	オレンジ
占用物(NTT)	NTT設備(地下埋設物)、それに伴う文字列など	二点鎖線	0.13mm	緑
占用物(ガス)	ガス設備(地下埋設物)、それに伴う文字列など	破線	0.13mm	赤
その他	基準点網図などの参考図	実線	0.13mm	黒
塗図形(○色)	適宜			色毎に作成
ハッチング(○色)	適宜(民地占用物(RH)など)			色毎に作成

#### 【備考】

- ・上記レイヤー一覧は、代表的なレイヤ分けの参考例とする。業務担当員と協議上、適宜変更できるものとする。
- ・作成する図面ごとに必要なレイヤが異なることから、上記レイヤー一覧から取捨選択し、作成すること。
- ・上記レイヤー一覧によらない場合については、任意とするが業務担当員に報告すること。
- ・文字列は、各種レイヤ統一で「MSゴシック」体を標準とし、**サイズは図面の見やすさを考慮したうえで、受託者の任意サイズとする。**

- ・ 占用物（下水）については、「土木部所管」と「水道局所管」のものが混在しているため、図面上で確認できるように、レイヤ分けする等わかりやすく明示すること。

図面名称一覧

図面名称	作図内容
丈量図	用地境界を示す平面図
現況平面図	業務対象箇所の土地や建物、工作物の現況を示す平面図
作工平面図	現況平面図を基図として、施工対象範囲、新設する工作物などを図示したものの。
占用物件調査図	占用物件の位置を現況平面図上で図示したものの。
不確定物件調査図	占用申請履歴のない物件の位置を現況平面図上で図示したものの。
現況排水系統図	現況の雨水排水および下水に係る工作物を着色し、現況平面図上に図示したものの。
交差点等詳細図	現況の交差点部を拡大し、各占用物件や縁石などの工作物を図示したものの。
縦断面図	現況平面図および作工平面図の測点に準拠し、中心線沿いの断面に各測点の現況高および計画高、排水構造物の高さを図示したものの。
横断面図	現況平面図の測点に準拠し、平面線形に対して各測点の直角方向の断面（現況高、計画高、工作物など）を図示したものの。
取付横断面図	道路中心線から官民地境界の出入り必要な半幅横断面を図示したものの。
標準断面図	対象路線の代表的な1横断面（2路線以上または、道路幅員が変動する路線においては2断面以上）に現況高および計画高、工作物を図示したものの。
ボーリング柱状図	各調査孔の地層構成を縦方向に図示したものの。
地質平面図	地形図や現況平面図を基図として、各種地質調査結果を基図上に図示したものの。
地質断面図	地表から調査深度までを垂直方向の断面として、地質構造を図示したものの。
橋梁現況一般図	橋梁の平面図および縦断面図、横断面図を図示したものの。
橋梁補修一般図	橋梁現況一般図を基図として、補修対象箇所を図示したものの。
橋梁損傷箇所図	損傷箇所の確認調査により判明した、損傷箇所を各部材の詳細図上に図示したものの。
橋梁補修詳細箇所図	橋梁損傷箇所図を基図として、補修対象箇所に補修内容などを図示したものの。
仮設工図	施工計画において必要となる仮設工を参考図として図示したものの。

図面名称一覧

【備考】

- ・ 上記によらない場合は、任意の名称とするが、業務担当員に報告すること。
- ・ 作成する図面は、業務ごとで異なることから、特記仕様書「成果品一覧表」を参照し、作成すること。また、図面名称の前に「成果品一覧表」に示されている番号を採番することとする。

数字(半角) アンダーバー(半角) 図面名称(全角) (例: 1\_丈量図. p21、2\_現況平面図. p21)

## 5 成果品の体裁について

成果品納品時の体裁については、電子媒体（CD-RまたはDVD-R以下、メディア）正本1部とする。電子媒体成果品の留意事項は以下のとおりである。

- ・PDFデータについては、業務担当員と協議し、委託者側が確認できる程度にファイルを分割すること。また、しおり等の機能を活用すること。
  - ・成果品の提出の際には、ウィルス対策を実施する。
  - ・メディアには、業務番号、委託名、作成年月日、委託者、受託者、ウィルス対策ソフト、ウィルス定義、チェック年月日、フォーマット形式を記載すること。
  - ・データ容量が大きくて、メディアが複数枚にまたがる場合は、委託成果品データと画面データに分ける。（概ね2枚程度に分割する。）
- ※1業務でメディアが3枚以上になると見込まれる場合は、担当員と協議のうえ、HDDなどでの納品も可とする。
- ・メディアはソフトケースに収納し、納品すること。





成果品（メディア）納品時の体裁例

## 6 ファイル説明書について

各委託業務成果品目録の代用として、各委託業務ごとにファイル説明書を作成すること。ファイル説明書はエクセル形式で作成するものとし、様式については以下の旭川市様式を使用すること。また、図面データなどオリジナルデータも納品する成果品については、備考欄にファイル形式を記載すること。



当様式の成果品内訳欄、備考欄は受託者の任意で編集できるものとする。

 <b>成果品ファイル説明書【測量業務】</b> 		
発注者： _____ 受託者： _____		
格納先フォルダ名・成果品一覧	成果品内訳	備考
<b>01_共通</b>		
01_業務報告書	業務報告書	
02_業務計画書	業務計画書	
03_業務月報	業務月報	
04_打合せ簿	打合せ簿	
05_社内検査記録簿	社内検査記録簿	
06_写真帳	写真帳	
<b>02_道路測量調査</b>		
01_基準点測量成果	基準点網図 観測手簿 点検計算書 平均計算書 精度管理表 既知点成果表 新設点成果表	
02_水準測量成果	水準路線図 観測手簿 計算簿 精度管理表 既知点成果表 新設点成果表	
03_路線測量成果	中心線計算書 縦断測量観測手簿 縦断測量精度管理表 縦断測量成果表 横断測量観測手簿	
04_用地測量成果	土地登記事項要約書 地積測量図転写図 境界測量観測手簿 境界測量計算簿	
05_占用物件調査書	占用物件調査書	
06_不確定物件調査書	不確定物件調査書	
07_関係者名簿一覧	関係者名簿一覧表	
08_機械器具検定書	機械器具検定書	
09_その他参考資料	※適宜格納	
10_各種図面データ	丈量図 現況平面図 占用物件調査図 不確定物件調査図 現況排水系統図 交差点詳細図 縦断面図 横断面図 取付横断面図 標準断面図	縮尺：1/500 縮尺：1/500 縮尺：1/500 縮尺：1/500 縮尺：1/500 縮尺：担当員と協議 縮尺：V:1/100, H:1/500 縮尺：1/100 縮尺：1/100 縮尺：1/50

ファイル説明書（旭川市様式）：測量調査業務用作成例

成果品ファイル説明書【設計業務】		
 ASAHIKAWA CITY	委託名： _____	受託者： _____
格納先フォルダ名・成果品一覧	成果品内訳	備考
01_共通		
01_業務報告書 02_業務計画書 03_業務月報 04_打合せ簿 05_社内検査記録簿 06_写真帳	業務報告書 業務計画書 業務月報 打合せ簿 社内検査記録簿 写真帳	
02_〇〇設計		
01_施工計画概要書	施工計画概要書	
02_工事数量計算書	工事数量計算書 (PDF形式) 工事数量計算書 (Excel形式)	
03_概算工事費算出書	概算工事費算出書	
04_その他参考資料	製品カタログ 見積書 参考文献など	※適宜
5_各種図面データ	現況平面図 土工定規図 縦断面図 横断面図 作工平面図 撤去平面図 取付横断面図 標準断面図	縮尺：1/500 縮尺：担当員と協議 縮尺：V:1/100, H:1/500 縮尺：1/100 縮尺：1/500 縮尺：1/500 縮尺：1/100 縮尺：1/50 P21形式で格納すること

ファイル説明書 (旭川市様式) : 設計業務用作成例

 <b>成果品ファイル説明書【地質調査業務】</b> 		
委託名： _____ 受託者： _____		
格納先フォルダ名・成果品一覧	成果品内訳	備考
<b>01_共通</b>		
01_業務報告書 02_業務計画書 03_業務月報 04_打合せ簿 05_社内検査記録簿 06_写真帳	業務報告書 業務計画書 業務月報 打合せ簿 社内検査記録簿 写真帳	
<b>02_〇〇地質調査</b>		
01_ボーリング柱状図	ボーリング柱状図-No.1 ボーリング柱状図-No.2 ボーリング柱状図-No.3 ボーリング柱状図-No.4 ボーリング柱状図-No.5	※調査孔ごとにデータを分けること
02_原位置試験および調査結果	地質試験結果 地盤調査結果	
03_その他地質・土質調査結果	〇〇試験結果 〇〇調査結果	※調査項目ごとにデータを分けること
04_その他参考資料	参考文献など	※適宜
5_各種図面データ	ボーリング柱状図 地質平面図 土質断面図	縮尺：担当員と協議 縮尺：担当員と協議 縮尺：担当員と協議 P21形式で格納すること

ファイル説明書（旭川市様式）：地質調査業務用作成例

【備考】

- ・ファイル説明書のひな型については、旭川市様式を使用することとするが、各委託業務ごとに成果品の内訳が異なってくることから、上記3例のファイル説明書はあくまで作成例である。成果品内訳欄の記載項目については、任意とする。
- ・当様式は、当該業務の成果品の目録として作成するものとし、旭川市独自要領を選択し、当様式でファイル説明書を作成した際は、ハイパーリンクでのファイルデータとの紐づけなどは不要とする。

・ファイル説明書は電子データのみ納品することとし、印刷した紙媒体については納品不要とする。

・国交省基準を選択した場合の「ファイル説明書」は、任意様式とし、各項目にハイパーリンクなどでファイルデータを紐づけすることを必須とする。

## 7 成果品作成に係る要領について

旭川市土木部発注業務の成果品は、以下の要領（最新版）に基づいて作成することを標準とする。

ただし、旭川市独自要領での成果品作成・納品手法を選択した際は、前項を参照し、担当員と協議のうえ、作成・納品することとする。

### 【参考要領】

- ・国土交通省「測量成果電子納品要領」
- ・国土交通省「土木設計業務等の電子納品要領」
- ・国土交通省「地質・土質調査成果電子納品要領」
- ・国土交通省「CAD製図基準」
- ・国土交通省「デジタル写真管理情報基準」
- ・国土交通省「電子納品運用ガイドライン【測量編】、【業務編】、【地質・土質調査編】」
- ・国土交通省「CAD製図基準に関する運用ガイドライン」

※上記要領に記載がない項目については、担当員と協議のうえ、方針を決定すること。

適用

令和8年4月1日以降に公告する業務から適用する。

(改定履歴)

当初 令和8年4月1日より適用する。

図面作成時の留意事項

- ・ 図面を作成する際の留意事項について以下に示す。

【共通】

- ・ 作成する図面は、「A1」サイズを標準とし、配置等を考慮し、極力1枚に収まるように作成すること。
  - ・ 業務対象箇所の起終点は、**方角で取り決めることとし、起点は「西側」、終点は「東側」とすることを標準とする。**これによらない場合については、業務担当員と協議の上、決定することとする。
  - ・ 作図する際に使用する座標値は、公共座標値（世界測地系）を使用すること。
  - ・ 業務対象路線の、BP（起点）、隅切点、BPから20m毎、交差道路センター、交差縁石前面、線形変化点、EP（終点）に測点を設定すること。
- ※交差する道路に歩道（W=2.0m以上）が設置されている場合、歩道中心を測点に追加する。
- ・ 各基準点や水準点等は、旗揚げにより図示すること。
  - ・ 各図面のタイトルボックスは、以下に示す記載内容、サイズを標準とする。
  - ・ 図面名称及びレイヤ分類については、「CAD製図基準」もしくは「旭川市委託等成果品作成マニュアル」に準じることとする。

9.0cm	各0.8cm	年 度	令 和 年 度			
		路 線 名				
		工 事 名				
		図 面 名				
		縮 尺	図面番号	葉の内 号		
		(工事発注) 設計年月日	令 和	年	月	日
	<b>旭 川 市 土 木 部 土 木 建 設 課</b>					
	各0.8cm	0.2cm	当 初	(委託) 測量年月	令 和 年 月	(委託) 測量者名
				(委託) 設計年月	令 和 年 月	(委託) 設計者名
		修 正	(委託) 測量年月	令 和 年 月	(委託) 測量者名	
(委託) 設計年月			令 和 年 月	(委託) 設計者名		
		0.6cm	1.9cm	2.8cm	1.9cm	2.8cm
		10.0cm				

## 【丈量図】

- ・丈量図には、既設境界石の座標一覧表を作成し、余白に図示すること。

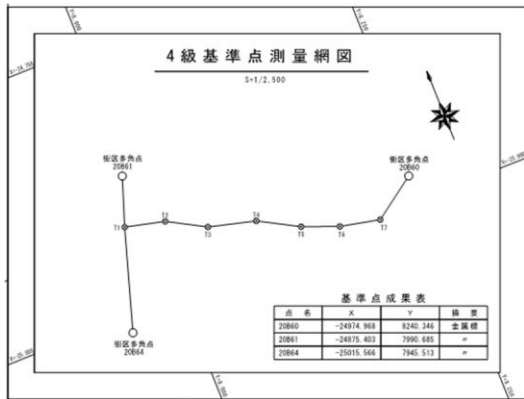
記号番号	X	Y	摘要	記号番号	X	Y	摘要
E1	-24915.824	7960.327		E23	-24933.669	8005.065	
E2	-24897.238	7933.457		E24	-24941.705	8025.325	
E3	-24907.129	7958.216		E25	-24943.760	8030.382	
E4	-24914.095	7975.656		E26	-24934.999	8028.031	
E5	-24902.282	7980.400		E27	-24947.130	8058.421	
E6	-24899.604	7993.215		E28	-24957.919	8065.853	
E7	-24924.751	8002.390		E29	-24949.861	8045.555	
E8	-24929.630	7994.936		E30	-24953.878	8055.722	
E9	-24924.891	7983.117		E31	-24959.926	8090.500	
E10	-24941.755	7976.361		E32	-24953.187	8093.195	
E11	-24951.067	7972.647		E33	-24938.841	8098.941	
E12	-24962.031	7968.287		E34	-24945.369	8108.048	
E13	-24958.036	7958.088		E35	-24963.988	8100.631	
E14	-24945.352	7963.170		E36	-25007.879	8083.086	
E16	-24933.514	7967.936		E37	-24993.693	8077.039	
E17	-24933.391	7967.943		E38	-24983.563	8081.066	
E18	-24920.847	7972.978		E39	-24966.693	8087.804	
E19	-24876.939	7990.518		E40	-24976.055	8130.996	
E20	-24880.950	8000.589		E41	-24982.891	8128.376	
E21	-24903.964	7930.563		E42	-24978.843	8118.206	

(作成例：既設境界石座標一覧表)

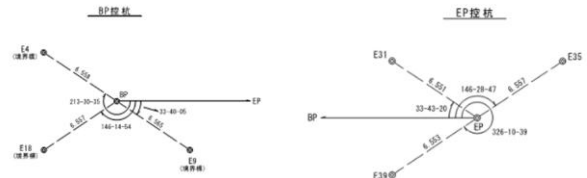
- ・業務対象路線の登記簿上の道路幅員及び道路中心線から既設境界石までの距離を寸法線などで図示すること。
- ・業務対象箇所の個人敷地は「黄色」、公共敷地（地権者が公官庁）は「緑色」で塗図形などで着色すること。旭川市が所有している土地については、着色不要とする。

【現況平面図】

- ・現況平面図には、「基準点網図及び成果表」、「中心点控図」、を作成し、余白に図示すること。



(作成例：基準点網図及び成果表)



(作成例：中心点控図)

- ・現地踏査や旭川市土木部道路管理課道路占用係への占用申請照会により、ロードヒーティングが埋設されていると想定される箇所については、地権者から聞き取り調査を行い、ロードヒーティングの種別（ガス、電気、灯油等）と構造図（断面図）を余白に作図すること。
- ・既設路盤厚調査を行った際は、現況平面図上に調査箇所を図示することとし、調査結果（断面構成）を余白に図示すること。
- ・縮尺は「1/500」を標準とする。

【占用物件調査図】

- ・業務で作成する「現況平面図」を基図として作成することを標準とする。
- ・埋設物は種類ごとに道路中心線からの離れを寸法線等で図示すること。
- ・各占用物件の作図については、以下を標準とする。

占用物件		作図凡例	色	表示項目
北電	北電柱	○ H 電柱番号 (共架～)	オレンジ	・電柱～電柱番号、SP及び道路センターからの離れ 共架物件がある場合(共架～)を表示
	地下ケーブル	----- (HK) -----		
N T T	N T T 柱	○ H 電柱番号 (共架～)	緑	・ケーブル～材質、条数、段数及び境界からの離れ
	地下ケーブル	----- (NK) -----		
水道		----- (W) -----	青	・管径、材質及び境界からの離れ
ガス		----- (G) -----	赤	
下水道		↑ 汚M ○ (下) ←-----	茶	
		汚樹 ○ ←----- 汚樹 ○ ←----- 汚樹 ○ ←----- 境界 (排水設備)		

※ 上記資料に基づき図面に凡例を表示すること  
 ※ 下水道（雨水管）は現況排水系統図に作図すること

#### 【不確定物件調査図】

- ・業務で作成する「現況平面図」を基図として作成することを標準とする。
- ・当図面には必要のない、「基準点網図」や占用物に関わりのない宅地の図形などは、適宜トリミング等で削除し、作図できるものとする。
- ・作図例詳細については、本マニュアルの付録資料「不確定物件調査図作図例」を参照し、作成すること。

#### 【現況排水系統図】

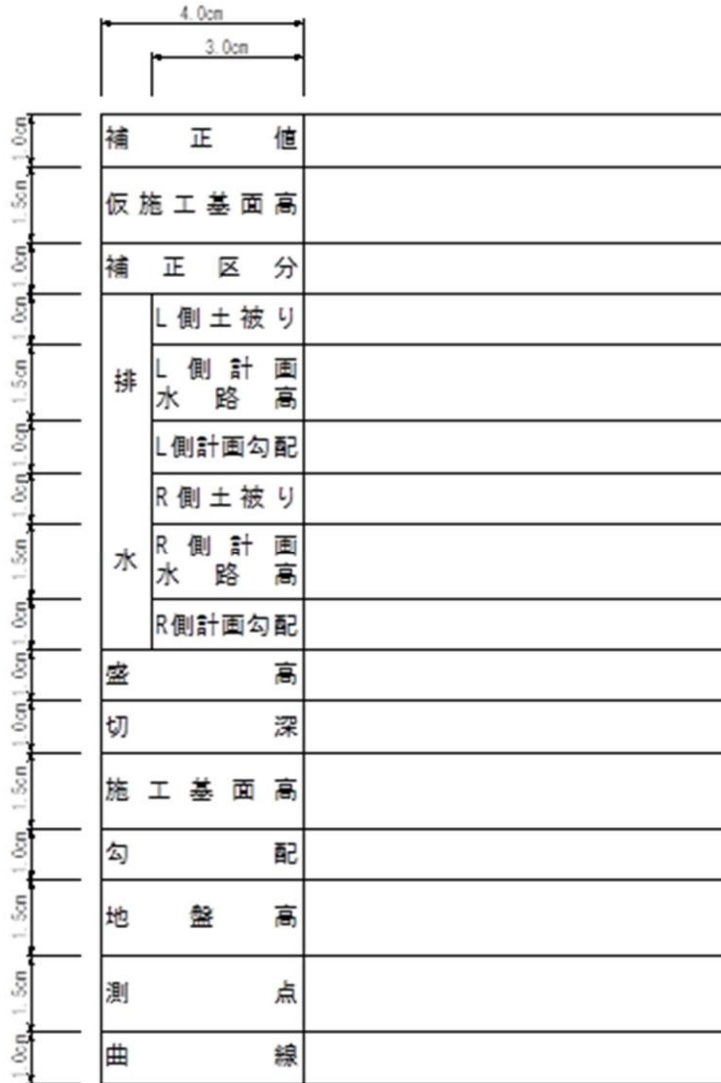
- ・業務で作成する「現況平面図」を基図として作成することを標準とする。
- ・当図面には必要のない、「基準点網図」や占用物に関わりのない宅地の図形などは、適宜トリミング等で削除し、作図できるものとする。
- ・詳細については、本マニュアルの付録資料「現況排水系統図作図例」を参照し、作成すること。

#### 【交差点等詳細図】

- ・交差点部の各占用物件、縁石の巻込詳細（縁石形状、巻込半径、巻込端部の測点、離れ等）および排水構造物の詳細（排水管種、管径、流下方向等）などを図示すること。
- ・測点は「現況平面図」に準じること。
- ・交差点部が、国道もしくは道道の場合は、占用申請に必要な範囲を図示すること。
- ・縮尺については、任意とする。ただし、「A1」版で印刷した際に目視できる大ききさで作図すること。

【縦断図】

- ・道路中心線の現況高（設計の場合は、計画高さも図示）、既設排水構造物（縦断排水管、集水柵）の敷高、天端高（設計の場合は、計画高さも図示）を図示すること。
- ・交差点部は「現況平面図」の測点に準じて、交差道路の位置を図示すること。
- ・縮尺は、縦「1/100」、横「1/500」を標準とする。
- ・縦断図の作図項目は以下を標準とする。



### 【横断図】

- ・「現況平面図」に設定した測点の現況横断面を図示する。（設計の場合は、計画横断面も図示する。）横断図には、道路中心線、道路敷地境界、埋設物（既設排水構造物、埋設占用物件）も図示すること。埋設占用物件は、道路中心線からの離れ、現況の土被りも寸法線等で図示すること。
- ・縮尺は「1/100」を標準とする。

### 【取付横断図】

- ・業務で作成する「横断図」には該当しない測点に地先への間口がある場合、各測点の道路中心線から地先の出入りに必要な半幅横断図を作成する。地先名、土地の利用用途、路面状況も図示すること。
- ※「横断図」で図示できる間口については、取付横断図の作成は不要とする。また、間口はあるが、地先が空き地となっている場合においても不要とする。取付横断図を作成する測点については、過不足がないように業務担当員と協議し、取り決めることとする。
- ・縮尺は、「1/100」を標準とする。

### 【標準断面図】

- ・対象路線の代表的な横断面を1断面作図する。ただし、幅員構成、道路構成が大幅に変わる際は、各断面数作図すること。（設計の場合は、計画断面を合わせて図示すること。）
- ・現況排水構造物、各占用物件も規格、道路中心線からの離れ、土被りと合わせて図示すること。
- ・縮尺は、「1/50」を標準とする。

## 【現況排水系統図作図例】

- 各樹の標高、管底高は引き出し線により図示することとする。（記載内容は下記参照）
- 業務で作成する「現況平面図」を基図として作成することを標準とする。
- 縮尺については、「任意」とする。極力分割せずに一図面として作図すること。
- 排水構造物、それに係る工作物（民地排水など）は「水色」で図示すること。
- 排水構造物とは関係のない図（住宅や地番線など）や文字列はトリミング等で消せるものとする。
- 従来、現況排水系統図上で取りまとめていた、「樹類管底高調書」については作成不要とする。
- 既存の排水管には、管種・管径を文字列で図示すること。流下方向については矢印により図示すること。

※例：「←RCPφ250（管種：鉄筋コンクリート管、管径：φ250、流下方向：左）」  
 「RCDφ300→（管種：台付鉄筋コンクリート管、管径：φ300、流下方向：右）」

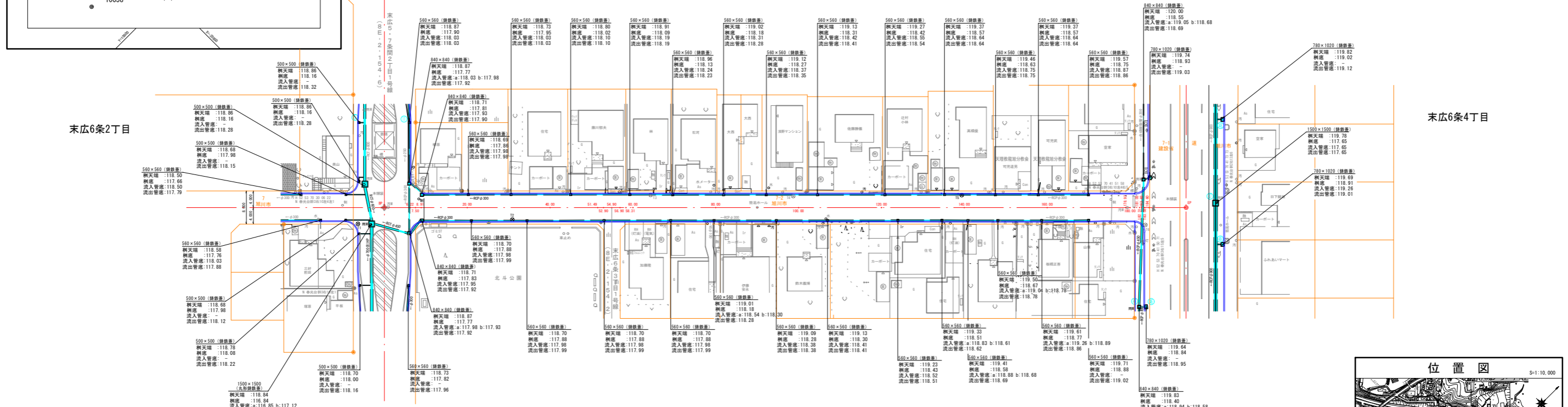
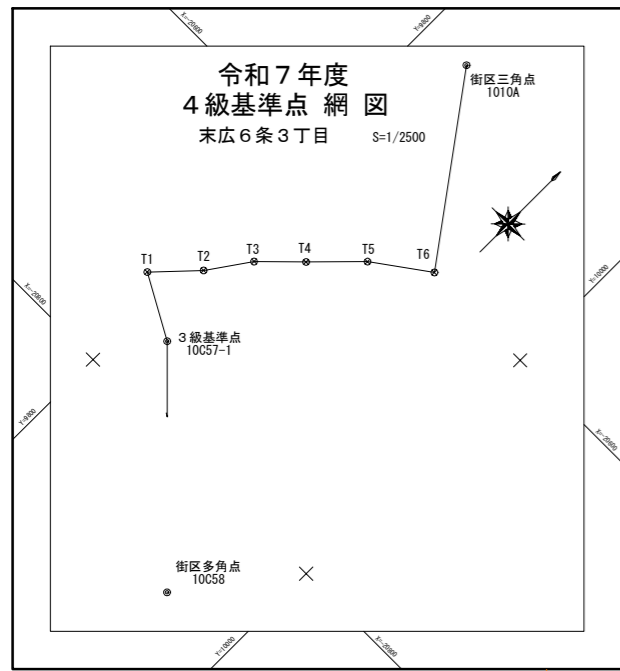
### 【管種記載例】

RCP：鉄筋コンクリート管  
 RCT：鉄筋コンクリート高圧管  
 RCD：台付鉄筋コンクリート管  
 BOX：ボックスカバー  
 VU：硬質塩化ビニル管（肉薄）  
 VP：硬質塩化ビニル管（標準）

※上記によらない場合は、日本語表記とする。

### 基準点成果表

点名	X座標	Y座標	備考
10C57-1	-20756.548	9826.122	3級基準点
10C58	-20873.984	9943.744	街区多角点
1010A	-20487.233	9836.592	街区三角点
T1	-20733.530	9784.401	4級基準点
T2	-20706.405	9809.971	4級基準点
T3	-20678.578	9829.346	4級基準点
T4	-20654.387	9853.865	4級基準点
T5	-20625.400	9882.413	4級基準点
T6	-20599.093	9918.779	4級基準点



### 【引き出し線記載内容】

- ①：該当箇所内の樹の外寸法を記載。（）内には蓋を記載する。
- ②：樹天端の標高を記載する。
- ③：樹底の標高を記載する。（堆積物の天端ではなく、樹本体の底高を記載）
- ④：流入側の管底高を記載する。

※複数流入がある場合は、平面図上にどちらの管底高を指しているかがわかるように a, bなどの記号や文字列を図示し、引き出しに記載する管底高と整合を取れるように記載する。

- ⑤：流出側の管底高を記載する。複数流出側がある際は、③と同様の記載方法とする。

樹類管底高調書は不要とする。

### 樹類管底高調書

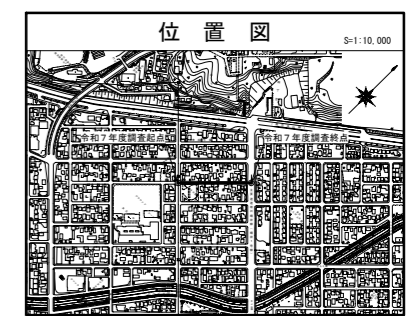
雨水樹・墨水樹・雨水マンホール (測地成果2024)

番号	種類	L	下流側	上流側	流入側	天端	樹底	マンホール	備考
22	雨水樹 R	118.14	2271-18 φ300	118.12 φ300	2271-18 φ300	118.84	118.02	560×560 (グレーティング蓋)	SP=59.25 L=3.15
23	雨水樹 L	118.19	2271-18 φ300	118.10 φ300	2271-18 φ300	118.91	118.09	560×560 (グレーティング蓋)	SP=59.25 L=3.15
24	雨水樹 R	118.23	2271-18 φ300	118.23 φ300	2271-18 φ300	118.94	118.11	560×560 (グレーティング蓋)	SP=69.62 L=3.12
25	雨水樹 L	118.23	2271-18 φ300	118.24 φ300	2271-18 φ300	118.96	118.13	560×560 (グレーティング蓋)	SP=79.58 L=3.13
26	雨水樹 R	118.28	2271-18 φ300	118.30 φ300	2271-18 φ300	119.01	118.18	560×560 (グレーティング蓋)	SP=92.22 L=3.10
27	雨水樹 L	118.31	2271-18 φ300	118.28 φ300	2271-18 φ300	119.02	118.18	560×560 (グレーティング蓋)	SP=104.97 L=3.11
28	雨水樹 R	118.35	2271-18 φ300	118.37 φ300	2271-18 φ300	119.09	118.28	560×560 (グレーティング蓋)	SP=106.97 L=3.13
29	雨水樹 L	118.38	2271-18 φ300	118.38 φ300	2271-18 φ300	119.09	118.28	560×560 (グレーティング蓋)	SP=106.97 L=3.13
30	雨水樹 R	118.41	2271-18 φ300	118.42 φ300	2271-18 φ300	119.13	118.31	560×560 (グレーティング蓋)	SP=106.97 L=3.13
31	雨水樹 L	118.41	2271-18 φ300	118.41 φ300	2271-18 φ300	119.13	118.30	560×560 (グレーティング蓋)	SP=106.97 L=3.13
32	雨水樹 R	118.55	2271-18 φ300	118.54 φ300	2271-18 φ300	119.27	118.42	560×560 (グレーティング蓋)	SP=123.95 L=3.11
33	雨水樹 L	118.51	2271-18 φ300	118.52 φ300	2271-18 φ300	119.23	118.43	560×560 (グレーティング蓋)	SP=123.95 L=3.11



### 中心点成果表

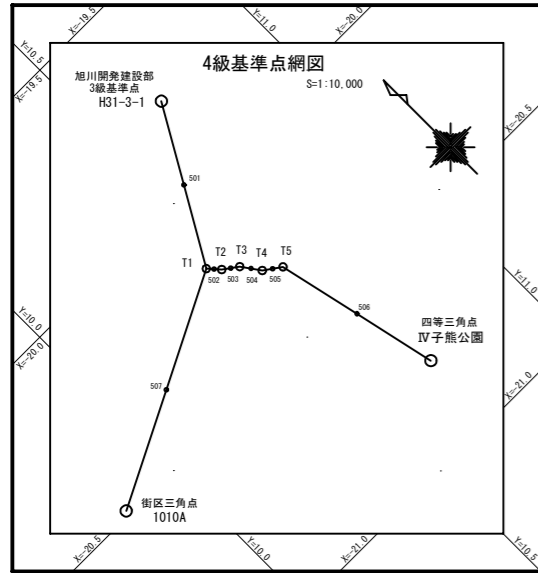
点名	X座標	Y座標	備考
BP	-20726.234	9786.126	
EP	-20589.163	9922.769	



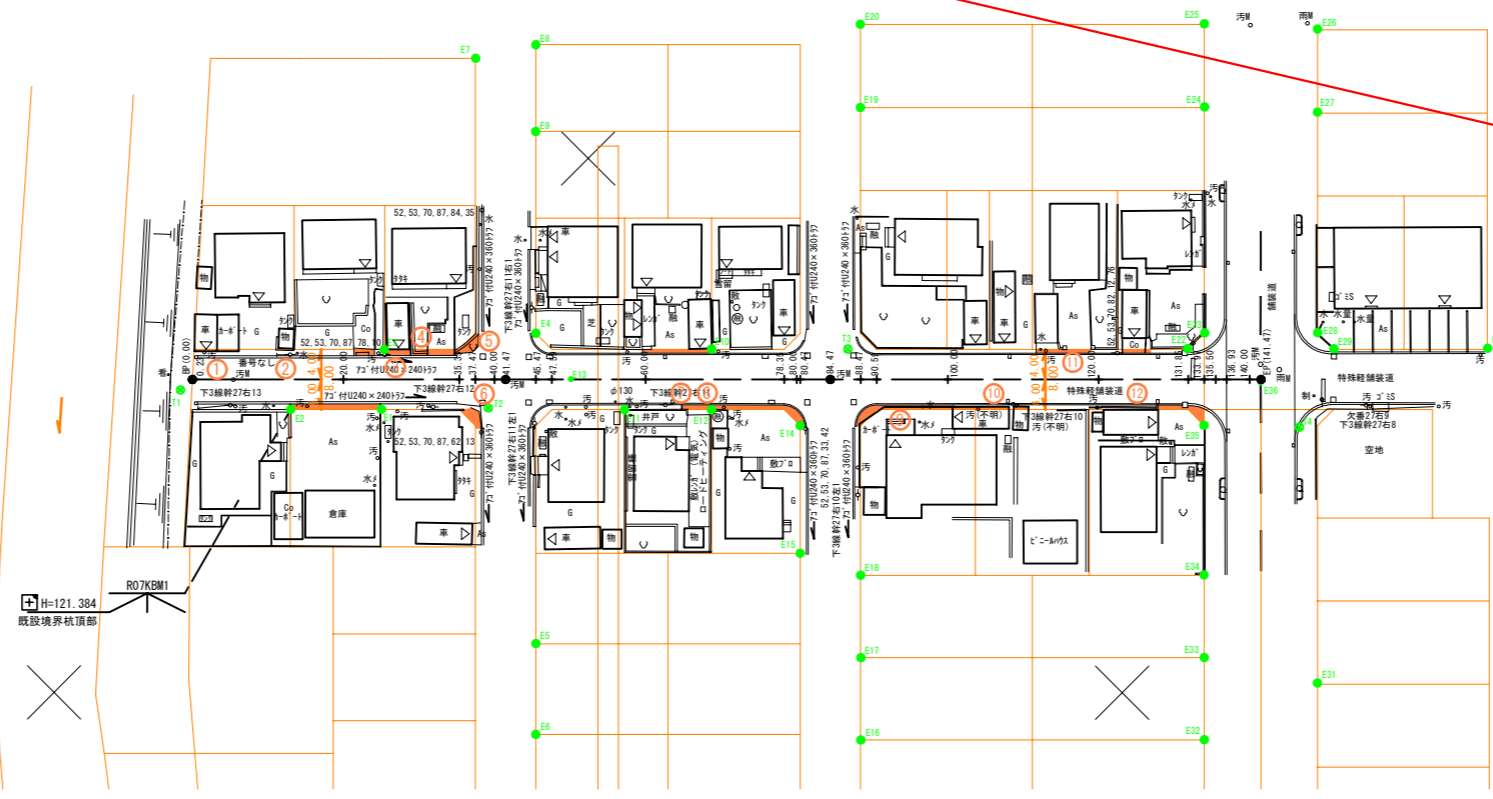
年度	令和	年度
路線名	現況排水系統図	
工事名	現況排水系統図	
縮尺	1:500	図面番号 1葉の内1号
(工事発注) 設計年月日	令和	年月日
旭川市土木部土木建設課		
当初 (委託) 測量年月日	令和	7年 9月
設計者名	(委託)	
修正 (委託) 設計年月日	令和	年月
測量者名	(委託)	
設計者名	(委託)	

# 【不確定物件調査図作成例】

- ・業務で作成する「現況平面図」を基図として作成することを標準とする。
- ・占用申請の有無にかかわらず、沿線住民の私的財産が道路敷地に越境している箇所を図示すること。
- ・道路敷地に越境している寸法等は、平面図上に寸法線などで図示することを標準とし、沿線住民の私的財産、それに伴う寸法線等に関係のない図や文字列については、トリミング等で適宜消せるものとする。
- ※ただし、図示する対象物が隣接しているなど、平面図上が煩雑となる場合については、別途詳細図により図示すること。
- ・土木部土木管理課道路占用係に調査路線の申請状況を照会してもらった結果（申請の有無）を平面図上に「引き出し線」を用いて図示すること。
- ・縮尺については、「任意」とする。極力分割せずに一図面として作図すること。
- ・土木部道路管理課道路占用係に申請状況の照会に伺った年月日については、図面右下のタイトルボックス上部に記載すること。（記載例は下記参照）



点名	X座標	Y座標	標高	備考
IV子龍公園	-20776.156	10689.499	120.710	四等三角点
H31-3-1	-19785.608	10669.475	125.421	開発局3級
1010A	-20487.233	9836.502	121.707	街区三角点
T1	-20183.516	10440.139	121.406	新設4級
T2	-20214.011	10467.288	121.404	〃
T3	-20242.154	10506.471	121.516	〃
T4	-20291.718	10541.436	121.530	〃
T5	-20323.607	10587.137	121.766	〃



**【調査路線において占用申請が1件もなかった場合】**

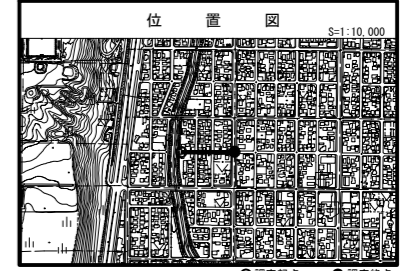
- ①：旭川市土木部土木管理課道路占用係に伺った年月日を記載する。
- ②：調査路線において、占用申請が1件もなかった場合においては、「占用申請なし。」と記載する。

**【記載例】**  
土木管理課道路占用係への申請状況照会日：令和〇年〇月〇〇日・・・①  
照会結果：調査路線において、占用申請なし・・・②

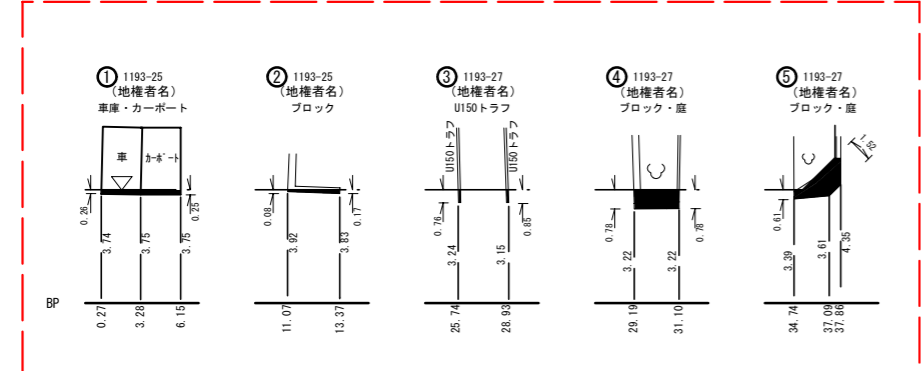
**【調査路線において占用申請がされている物件があった場合】**

- ①：旭川市土木部土木管理課道路占用係に伺った年月日を記載する。
- ②：調査路線において、占用申請物件があった場合は、件数を記載する。

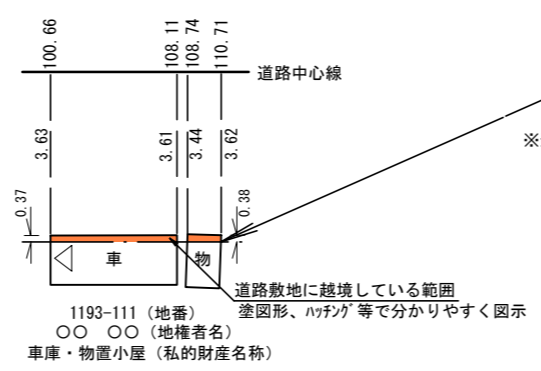
**【記載例】**  
土木管理課道路占用係への申請状況照会日：令和〇年〇月〇〇日・・・①  
照会結果：占用申請物件数 ○件中○件・・・②



※詳細図については、平面図上に寸法等を図示できる場合は、作図不要とする。



## 【詳細図作図例】



## 【引き出し線図示例】

占用申請あり(なし)  
○○ ○○ (地権者名)  
車庫・物置小屋 (私的財産名称)




※影響のない図形をトリミング等で消去し、わかりやすく図示する。

年度	令和7年度
路線名	
工事名	
図面名	不確定物件調査図
縮尺	1:500
図面番号	1葉の内1号
設計年月日	令和 年 月 日
旭川市土木部土木建設課	
当初	令和7年9月
修正	令和 年 月
測量年月	令和 年 月
設計年月	令和 年 月
測量者名	(委託)
設計者名	(委託)
測量者名	(委託)
設計者名	(委託)

占有物件の申請状況を各関係機関に照会依頼する際に、当様式を取りまとめることで、確認を行った証明とする。

占有物件確認報告書

業務名： ○○道路線測量調査業務委託

月/日	事前確認事項	関係機関	協議概要ほか
	電力ケーブル 地下埋設等	北海道電力ネットワーク 旭川支店	
3/10	ガス管 地下埋設等	旭川ガス 供給課	
2/10	水道管 地下埋設等	旭川市水道局 事業部水道維持課	
	下水管 地下埋設等	旭川水道局 事業部下水道整備課	
	NTTケーブル 地下埋設等	NTT-ME 旭川支店	
3/9	ロードヒーティング 民地排水管等	旭川市土木部 土木管理課道路占用係	
			<p>照会後は、占有申請状況の確認を行った証明として、当様式に道路占用係の職員から受け付け員の押印を受けること。また、その他関係機関も同様に受付印等の押印を受けることを標準とするが、Webなどによる照会の場合においては、「Web照会」と記載することとする。</p>
			<p>当様式は写しを「その他参考資料」として編さんし、納品すること。</p>
			<p>受託者は、占有申請状況の照会を依頼する際には、業務対象路線の位置図（住宅地図の写しも可）を別途持参し、路線住所（例：○条○丁目～○条○丁目）を明確にしたうえで照会依頼すること。</p>